

(損失補償契約等の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げ

「漁業近代化資金助成法」
による金額の限度

保証することが出来る金額

企業債券の元本の償還
が利息の支払い

(字算の移替え等)

行政組織に関する法令の改廃等に伴い

第10条 次の表の左欄及び甲欄に掲げる

黑 暗 盤 據

冲繩・北方対策

第1表 各組織の間の移用

所管

片、水産庁試験研

第2表 各組織の間又は各

1. 不足を発生した場合作るべき措置

2. 冒走し、昇し、走、経、眞、安、求、言、には、各項の当該経費に係る各組織又は各項目

甲号 歳入歳出暫定予算
歳 入

主 管 会	部	款	項	金 額(千円)	
国 会	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入 諸 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入 国 有 財 産 貸 付 収 入	24,711 5,502	
			国 会 議 員 互 助 年 金 法 給 金 物 品 売 払 収 入	19,209 485	
			国 有 財 産 貸 付 収 入 許 可 及 手 取 料 徴 収 金 物 品 売 払 収 入	35,568 14,938 14,938 20,630 99 11,415 1,753 132 7,231	
裁 判 所	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入 諸 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	398 398	
			国 有 財 産 貸 付 収 入	129 129	
公 計 檢 査 院	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入 諸 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	129 129	
			国 有 財 産 貸 付 収 入	129 129	

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 昭和四十七年度一般會計暫定予算外二件

總 理 府	官 業 益 金 及 官 業 收 入		官 業 收 入		
	官 業 收 入	官 業 收 入			
法 務 省	政府資產整理收入	回 收 金 等 收 入	病 院 收 入	28,705	28,705
	雜 收 入	國 有 財 產 利 用 收 入	貸 付 金 等 回 收 金 收 入	1,589	1,589
法 務 省	入 入	入 入	國 有 財 產 貸 付 收 入	2,137,544	2,137,544
			國 有 財 產 使 用 收 入	88,894	88,894
			利 子 收 入	76,532	76,532
			受託調查試驗及役務收入	12,348	12,348
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	14	14
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	2,048,650	2,048,650
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	1,038	1,038
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	1,885,208	1,885,208
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	51,930	51,930
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	34,038	34,038
法 務 省	入 入	入 入	計	76,436	76,436
			國 有 財 產 貸 付 收 入	2,167,838	2,167,838
			國 有 財 產 利 用 收 入	2,218,192	2,218,192
			諸 收 入	16,857	16,857
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	2,201,335	2,201,335
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	2,081,386	2,081,386
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	13,894	13,894
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	96,272	96,272
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	3,484	3,484
			總 罰 及 沒 收 納 金 入	6,299	6,299

外 務 省	雜 收 入	國 有 財 產 利 用 收 入	國 有 財 產 貸 付 收 入	
		諸 收 入	國 有 財 產 貸 付 收 入	2,643
			物 品 売 払 收 入	1,361
			雜 入	1,282
				1,246
				36
大 藏 省	租 稅 及 印 紙 收 入	租 稅	所 得 稅	206,100,000
			相 統 稅	201,100,000
				169,200,000
				10,000,000
				21,900,000
		印 紙 收 入	印 紙 收 入	5,000,000
				5,000,000
	政 府 資 產 整 理 收 入	國 有 財 產 處 分 收 入	國 有 財 產 売 払 收 入	817,564
				816,752
		回 收 金 等 收 入	國 有 財 產 売 払 收 入	816,752
				812
			特 別 會 計 整 理 收 入	21
			引 續 債 權 整 理 收 入	791
	雜 收 入	國 有 財 產 利 用 收 入	國 有 財 產 貸 付 收 入	969,721
			利 子 收 入	845,430
				719,149
				126,281
		諸 收 入		124,291
			許 可 及 手 料	76,926
			費 及 沒 收 金	39,486
			償 及 返 納 金	2,571

官 報 (号 外)

文 部 省	公 債 金	公 債 金	物 品 売 払 収 入	2,583
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	雑 入	2,725
			公 債	240,000,000
			前 年 度 剩 余 金 受 入 計	99,516,469
厚 生 省	公 債 金	公 債 金	国 有 財 産 貸 付 収 入	99,516,469
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	国 有 財 産 使 用 収 入	99,516,469
			国 有 財 産 貸 付 収 入	547,403,754
			国 有 財 産 使 用 収 入	24,000
雑 収 入	公 債 金	公 債 金	投 業 料 及 入 学 検 定 料	14,432
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	許 可 債 及 手 返 納 金 入	6,218
			雑 収 入	8,214
			国 有 財 産 使 用 収 入	9,568
政 府 資 産 整 理 収 入	公 債 金	公 債 金	投 業 料 及 入 学 検 定 料	1,090
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	許 可 債 及 手 返 納 金 入	5,160
			雑 収 入	1,251
			国 有 財 産 使 用 収 入	1,928
回 収 金 等 収 入	公 債 金	公 債 金	貸 付 金 等 回 収 金 収 入	189
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	152
			国 有 財 産 使 用 収 入	152
			国 有 財 産 貸 付 収 入	53,266
雑 収 入	公 債 金	公 債 金	投 業 料 及 入 学 検 定 料	3,827
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	許 可 債 及 手 返 納 金 入	3,827
			雑 収 入	3,827
			国 有 財 産 使 用 収 入	49,439

農 林 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	受託調査試験及役務収入	66
			升 償 及 返 納 金	47,617
農 林 省	雑 収 入	納 付 金	物 品 売 払 収 入	686
			雑 計	1,070
農 林 省	雑 収 入	諸 収 入	53,418	
			3,890,640	
農 林 省	雑 収 入	回 収 金 等 収 入	18,964	
			19,305	
農 林 省	雑 収 入	諸 収 入	659	
			3,822,004	
農 林 省	雑 収 入	諸 収 入	日本中央競馬会納付金	3,822,004
			48,672	
農 林 省	雑 収 入	諸 収 入	授業料及入学検定料	6,240
			弁 償 及 返 納 金	3,283
農 林 省	雑 収 入	諸 収 入	物 品 売 払 収 入	24,249
			雑 計	14,800
通 商 産 業 省	政府資産整理収入	回 収 金 等 収 入	13,557	
			13,557	
通 商 産 業 省	雑 収 入	回 収 金 等 収 入	特別会計整理収入	234
			貸付金等回収金収入	13,328
通 商 産 業 省	雑 収 入	回 収 金 等 収 入	73,727	
			8,022	
通 商 産 業 省	雑 収 入	回 収 金 等 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	7,149
			国 有 財 産 使 用 収 入	1,873
通 商 産 業 省	雑 収 入	回 収 金 等 収 入	64,705	
			授業料及入学検定料	135

建設省	雑収入	国有財産利用収入	物品売却収入	101
			雑	63
			国有財産貸付収入	82,471
			利子収入	9,394
			9,110	284
			73,077	2,318
			43,490	27,269
			343	146
自治省	雑収入	国有財産利用収入	国有財産貸付収入	146
			償及返納金	197
			雑	197
			歳入	556,046,125

歳出		歳出		歳出	
所管	組	職	項	金	額(千円)
皇	室	費	延延族計	費費費	7,917
			内省皇		93,472
					4,496
					105,885

国	会	衆議院	衆議院施設費	870,212
			衆議院予備費	109,440
		参議院	参議院予備費	500
			参議院予備費	980,152
		国立国会図書館	国立国会図書館	498,742
			国立国会図書館	400
		国立国会図書館	国立国会図書館	499,142
			国立国会図書館	156,938
		国立国会図書館	国立国会図書館	2,131
			国立国会図書館	1,763
		国立国会図書館	国立国会図書館	1,640,126
			国立国会図書館	
裁	判	所	最高裁判所	742,036
			最高裁判所	2,572,496
		最高裁判所	最高裁判所	270,160
			最高裁判所	1,918
		最高裁判所	最高裁判所	600
			最高裁判所	3,587,210
		最高裁判所	最高裁判所	101,476
			最高裁判所	3,688,686
会	計	検査院	検査院	23,474
			検査院	144,973
内	閣	内閣	内閣	13,520
			内閣	113,349
		内閣	内閣	3,219
			内閣	275,061

府 本 理 總	府 本 理 總	府 本 理 總
513,101	府 本 理 總	府 本 理 總
3,338	府 本 理 總	府 本 理 總
79,964,107	府 本 理 總	府 本 理 總
315,548	府 本 理 總	府 本 理 總
84,792	府 本 理 總	府 本 理 總
29,000	府 本 理 總	府 本 理 總
80,909,886	府 本 理 總	府 本 理 總
4,227	府 本 理 總	府 本 理 總
4,461	府 本 理 總	府 本 理 總
1,188	府 本 理 總	府 本 理 總
9,876	府 本 理 總	府 本 理 總
27,494	府 本 理 總	府 本 理 總
6,684	府 本 理 總	府 本 理 總
4,921	府 本 理 總	府 本 理 總
49,252	府 本 理 總	府 本 理 總
2,259,007	府 本 理 總	府 本 理 總
22,790	府 本 理 總	府 本 理 總
101,552	府 本 理 總	府 本 理 總
100,660	府 本 理 總	府 本 理 總
2,484,009	府 本 理 總	府 本 理 總
4,606	府 本 理 總	府 本 理 總
11,532	府 本 理 總	府 本 理 總
166,055	府 本 理 總	府 本 理 總
473,639	府 本 理 總	府 本 理 總
3,809	府 本 理 總	府 本 理 總
477,448	府 本 理 總	府 本 理 總
217,758	府 本 理 總	府 本 理 總
9,896	府 本 理 總	府 本 理 總

六六六

北海道開港事業指導監督費	29,914
北海道治水事業費	5,116,550
北海道治水事業工事諸費	149,965
北海道治山事業費	497,000
北海道海岸事業費	214,500
押入油税等財源北海道道路整備事業費	241,000
北海道道路整備事業費	15,547,000
北海道道路事業工事諸費	546,261
北海道港灣事業費	2,254,492
北海道漁港施設費	1,149,485
北海道空港整備事業費	532,630
北海道海漁港空港整備事業工事諸費	196,912
北海道住宅建設事業費	1,180,896
北海道住宅対策諸費	4,766
北海道都市計画事業費	790,000
北海道土地改良事業費	7,214,965
北海道農用地開發事業費	1,738,100
北海道土地改良事業等工事諸費	161,471
北海道造林事業費	255,000
北海道造林事業費	174,000
北海道大型魚礁設置等事業費	50,000
北海道離島簡易水道施設整備費	4,000
北海道災害復旧事業工事諸費	5,234
農林漁業用揮発油税財源身替	310,719
北海道農道等整備事業費	38,592,414
計	
防衛本庁	23,519,056
防衛本庁	1,875,221

防 衛 施 設 庁	施設整備等附帯事務費	29,570
	研究費	48,865
	計	25,472,712
	防 衛 施 設 庁	371,094
	調達業務管理事務費	126,187
	施設運営等関連諸費	390,780
	計	888,061
	経 済 企 画 庁	161,386
	国土調査費	14,132
	揮発油税等財源離島道路整備事業費	10,000
経 済 企 画 庁	離島振興事業費	3,569,981
	農林漁業用揮発油配分源身替離島農道等整備事業費	58,611
	経 済 研 究 所	11,077
	計	3,825,137
科 学 技 術 庁	科学技術振興費	107,138
	海洋調査研究促進費	11,983
	海洋調査研究促進費	3,823
	原子力平和利用研究促進費	3,492
	放射能調査研究費	4,455
	科学技術庁試験研究所	288,320
	資源調査所	6,421
	計	425,632
	環 境 庁	98,604
	公害防止等調査研究費	458
環 境 庁	自然公園等管理費	6,690
	自然公園等施設整備費	37,301
	計	143,053

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議錄第十七号 昭和四十七年度一般會計暫定予算外二件

八

沖繩・北方対策庁	沖繩・北方対策諸費	沖繩・北方対策庁	沖繩・北方対策諸費
32,806	5,381,471	沖繩・北方対策庁	沖繩・北方対策諸費
5,414,277	158,913,048	計	計
798,833	16,604	法務本省費	法務本省費
22,384	363,199	外国人登録事務費	外国人登録事務費
1,201,020	21,192	計	計
4,425	25,617	法務総合研究所	法務総合研究所
113,215	1,052,338	登記諸費	登記諸費
1,165,553	1,280,881	計	計
87,805	1,368,686	検察官費	検察官費
45,719	1,739,994	矯正官署	矯正官署
373,428	221,906	刑務所収容費	刑務所収容費
288,488	59,292	少年院収容費	少年院収容費
125,967	18,813	少年鑑別所収容費	少年鑑別所収容費
6,620		婦人補導	婦人補導

外 務 省	外 務 省	外 務 省	婦 人 補 導 院 収 容 費	876	
			計	2,881,114	
			更 生 保 護 官 署	143,770	
			補 導 援 護 費	137,526	
			計	281,296	
			地 方 入 国 管 理 官 署	152,718	
			護 送 収 容 費	5,398	
			計	158,116	
			公 安 審 査 委 員 会	1,839	
			公 安 調 査 片	299,617	
外 務 省	外 務 省	外 務 省	公 安 審 査 委 員 会	7,382,858	
			公 安 調 査 片		
			法 務 省 所 管 合 計		
			外 務 省 本 省	601,780	
			貿 易 振 興 及 經 済 技 術 協 力 費	472,259	
			国 際 分 担 金 其 他 諸 費	2,943,377	
			移 住 振 興 費	6,381	
			計	4,023,797	
			在 外 公 館	1,734,161	
			在 外 公 館 所 管 合 計	5,757,958	
大 藏 省	大 藏 省	大 藏 省	大 藏 省 本 省	808,441	
			国 家 公 務 員 共 済 組 合 連 合 会 等	224,800	
			助 成 費	5,658,219	
			特 殊 対 外 債 務 等 処 理 費	1,322,716	
			沖 繩 通 貨 交 換 処 理 費	38,213	
			予 備 費	5,000,000	
			計	13,052,389	
			財 務 局	971,974	
			財 務 局		
			財 務 局		

文 部 省	文 部 本 省	大蔵省所管合計		文 部 本 省
		税 務 官 署	税 務 官 署	
		税 務 官 署	税 務 官 署	
		租 税 不 服 税 追 徴 計	租 税 不 服 税 追 徴 計	
		937,218	937,218	
		7,785,949	7,785,949	
		350,000	350,000	
		77,407	77,407	
		6,728	6,728	
		8,220,079	8,220,079	
		23,181,860	23,181,860	
		396,748	396,748	
		18,977	18,977	
		154,500	154,500	
		35,551,000	35,551,000	
		407,885	407,885	
		2,911,000	2,911,000	
		72,071	72,071	
		36,365	36,365	
		1,937,171	1,937,171	
		9,639	9,639	
		22,337	22,337	
		2,033	2,033	
		59,201	59,201	
		2,000,000	2,000,000	
		13,823,459	13,823,459	
		5,411,818	5,411,818	
		62,809,204	62,809,204	
		10,285	10,285	
		101,878	101,878	
		3,199	3,199	
		日本ユネスコ国内委員会	日本ユネスコ国内委員会	
		文部本省所轄研究所	文部本省所轄研究所	
		国立社会教育研究所	国立社会教育研究所	

厚 生 省	厚 生 本 省	文 部 省 所 管 合 計	
		文 化 庁	日 本 青 年 の 家 院
		文 国 立 博 物 館 庁	計
		文 国 立 美 術 館	13,322
		文 国 立 研 究 所	41,034
		文 国 立 芸 術 院	169,718
		文 国 立 芸 術 院	30,065
		文 国 立 芸 術 院	56,682
		文 国 立 芸 術 院	17,375
		文 国 立 芸 術 院	29,804
		文 国 立 芸 術 院	9,877
		文 国 立 芸 術 院	143,803
		文 国 立 芸 術 院	63,122,725
		文 国 立 芸 術 院	438,547
		文 国 立 芸 術 院	46,003
		文 国 立 芸 術 院	562,690
		文 国 立 芸 術 院	4,368,542
		文 国 立 芸 術 院	794,297
		文 国 立 芸 術 院	4,191,131
		文 国 立 芸 術 院	6,566,227
		文 国 立 芸 術 院	102,400
		文 国 立 芸 術 院	34,116,370
		文 国 立 芸 術 院	302,014
		文 国 立 芸 術 院	1,823,986
		文 国 立 芸 術 院	41,510
		文 国 立 芸 術 院	20,068
		文 国 立 芸 術 院	25,000
		文 国 立 芸 術 院	7,198,516
		文 国 立 芸 術 院	251,907
		文 国 立 芸 術 院	1,747,378

農 林 省	農 林 本 省	厚生本省試験研究機関	社会保険国库負担金	3,358,745	
			国民健康保険助成費	35,560,378	
			国民年金国库負担金	37,982,733	
			遺族及留守家族等援護費	3,991,441	
			環境衛生施設整備費	1,392,000	
			農業者年金実施費	18,950	
			児童手当国库負担金	77,202	
		計		145,473,035	
		厚生本省試験研究所	厚生本省試験研究所	184,370	
		血清等製造及検定費	血清等製造及検定費	19,296	
		計	計	203,666	
		検立らい療養所	検立らい療養所	93,372	
		国立更生援護所運営費	国立更生援護所運営費	429,570	
		国立更生援護所運営費	国立更生援護所運営費	85,643	
農 林 省	農 林 本 省	国地方医師事務所	国地方医師事務所	24,604	
		麻薬取締官事務所	麻薬取締官事務所	22,554	
		厚生省	厚生省	146,332,444	
		計	計		
		農林本	農林本	1,014,181	
		農業保険費	農業保険費	1,650,009	
		農林漁業統計調査費	農林漁業統計調査費	164,848	
		農業振興費	農業振興費	248,543	
		農業構造改善対策費	農業構造改善対策費	1,722,909	
		農業改良普及事業費補助	農業改良普及事業費補助	699,717	
		農業者年金等実施費	農業者年金等実施費	5,338	
		農地利用調整等助成費	農地利用調整等助成費	37,326	
		土地改良事業関連受託工事費	土地改良事業関連受託工事費	372,200	
		畜産振興費	畜産振興費	5,676	

家畜伝染病予防費補助費	62,239
蚕糸國策振興費	48,661
国産大豆等保護対策費	632
糖価安定対策費	577,750
土地改良事業指導監督費	16,492
海岸事業費	306,400
土地改良事業費	16,062,527
干拓事業費	1,384,790
農用地開発事業費	1,954,800
農林漁業用揮發油財源身替費	860,423
農道整備事業費	3,657,553
農業施設災害復旧事業費	69,827
農業施設災害関連事業費	30,922,841
計	20,322
農林水産技術会議	188,376
農林水産業技術振興費	203,698
計	721,791
農林本省試験研究機関	342,120
農林本省検査指導機関	98,782
農林本省輸出検査所	441,902
計	1,256,407
地方農政局	8,875
海岸事業工事諸費	267,764
土地改良事業等工事諸費	1,533,046
計	89,051
北海道統計調査事務所	9,448
食糧野庁	32,198
林業振興費	656,075

山林事業指導監督費	2,017
治山林事業費	4,085,000
造林事業費	1,077,000
林道事業費	1,577,800
農林漁業用揮発油税財源身替 林道整備事業費	186,000
森林開発公社事業費	298,000
山林施設災害復旧事業費	550,376
山林施設災害関連事業費	53,477
林業試験場	128,340
計	8,646,283
水産庁	82,745
漁業調査取締費	129,555
水産業振興費	321,036
漁港整備事業指導監督費	847
海岸事業費	314,800
漁港施設費	1,660,310
農林漁業用揮発油税財源身替 漁港関連整備事業費	116,900
大型魚礁設置等事業費	98,269
漁港施設災害復旧事業費	697,299
漁港施設災害関連事業費	4,810
水産庁試験研究所	112,693
真珠検査所	2,086
水産大学校	37,570
北海道さけ・ますふ化場 計	24,376
	3,803,296
農林省所管合計	46,171,356

[illegible]

運輸省	郵政省	運輸省	港務事業費	10,218,350
			空港整備事業費	1,435,746
			港務施設災害復旧事業費	541,015
			港務災害復旧事業工事諸費	1,247
			港務施設災害國連事業費	13,880
			計	14,686,341
			運輸本省試験研究所	93,906
			學校及訓練所	276,381
			海運建設局	219,808
			港灣建設局	71,450
			陸運航空局	112,314
			地方航空委員會	29,352
			船舶保安官署	12,449
運輸省	郵政省	運輸省	海上保安官署	1,759,407
			海難審判官署	36,441
			氣象研究所	970,596
			計	32,939
			運輸省	1,003,535
			管合計	18,301,384
			郵政省	205,355
			電波監理費	24,304
			計	229,659
			電波研究所	78,228
			地方電波監理局	227,800
			管合計	535,687
			計	453,683

建 設 省	建 設 本 所	勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	20,476
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	2,646,600
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	263,100
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	478,835
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	52,333
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	8,457,000
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	139,625
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	27,026
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	12,538,678
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	13,981
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	19,201
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	20,831
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	518,755
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	1,099,631
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	12,274
建 設 省	建 設 本 所	勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	1,111,905
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	14,223,301
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	403,682
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	1,036,603
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	41,556
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	34,147
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	25,108,730
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	101,000
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	978,000
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	33,458
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	1,191,000
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	76,856,806
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	
		勞 働 省 所 管 合 計	勞 働 省 所 管 合 計	

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 昭和四十七年度一般會計預算外二

三四八

自 治 省	自 治 省	自 治 省	住 宅 建 設 事 業 費	14,797,908	
			住 宅 對 策 諸 費	57,215	
			都 市 計 画 事 業 費	12,330,500	
			河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	12,345,038	
			河 川 等 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	48,680	
			河 川 等 災 害 國 道 運 送 事 業 費	1,160,767	
			計	147,025,090	
			國 土 地 理 院	215,114	
			建 設 本 省 試 驗 研 究 所	73,597	
			地 方 建 設 局	313,013	
自 治 省	自 治 省	自 治 省	公 園 事 業 工 事 諸 費	3,055	
			計	316,068	
			建 設 省 所 管 合 計	147,629,869	
			自 治 省 本 省 興 費	200,755	
			奄 美 群 島 振 興 費	208,230	
			小 笠 原 諸 島 復 興 事 業 費	108,872	
			地 方 交 付 税 交 付 金	459,411,080	
			計	459,928,937	
			消 防 研 究 所	12,739	
			消 防 研 究 所	8,776	
自 治 省	自 治 省	自 治 省	計	21,515	
			自 治 省 所 管 合 計	459,950,452	
藏 出 總 計				1,101,747,501	

昭和四十七年度特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十七年度特別会計暫定予算
予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和四十七年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

大 蔵 省 所 管	造 幣 局	印 刷 局	資 金 運 用 部	国 債 整 理 基 金	貴 金 替 資 金	外 産 業 為 替 資 金	産 業 投 資 資 金	賠償等特殊債務処理	地 震 再 保 險	交付税及び譲与税配付金	石 炭 対 策	特定国有財産整備	国 立 学 校 險	国 立 保 險 院	船 員 保 險	あ へ 人	国 民 年 金	食 糧 管 理	農 業 共 済 再 保 險	農 林 省 所 管
大蔵省及び自治省所管																				
大蔵省、通商産業省及び労働省所管																				
大蔵省及び建設省所管																				
文 部 省 所 管																				
厚 生 省 所 管																				

通商産業省所管

運輸省所管

郵政省所管

労働省所管

建設省所管

森 林 保 險
漁船再保険及漁業共済保
險
自作農創設特別措置
国 有 林 野 事 業
中小漁業融資保証保険
特定土地改良工事
アルコーン専売事業
輸 出 保 險
機 械 類 信 用 保 險
木 船 再 保 險
自動車損害賠償責任再保
險
港 灣 整 備
自 動 車 検 査 登 録
空 港 整 備
郵 政 事 業
郵 便 貯 金
簡易生命保険及郵便年金
労働者災害補償保険
失 業 保 險
道 路 整 備
治 水
都市開発資金融通

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和四十七年4月1日から4月30日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添附する。

(借入金の限度額)

第4条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄のとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	千円 病院勘定 200,000 療養所勘定 100,000
特定土地改良工事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	2,200,000

(一時借入金等の最高額)

第5条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(「国庫余裕金の繰替使用」に関する法律」第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄のとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	千円 1,150,000,000
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条第2項	154,560,000
石炭対策	「石炭対策特別会計法」第12条第2項	6,000,000

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,130,000,000千円とする。

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第6条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
地震再保険	再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加	再保険金支払いに必要な経費

2 前項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並

びに第36条の規定の例による。

(保険契約の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円 べき再保険金の総額 270,000,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険額の総額 47,500,000
輸出保険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険 250,000,000 輸出代金保険 191,700,000 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 83,300,000 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 600,000 委託販売輸出保険 200,000 海外広告保険 300,000 海外投資保険 29,200,000
機械類信用保険	「機械類信用保険法」第7条	保険金額の総額 3,900,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第8条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業に必要な作業資産を保有する最高額は、1,000,000千円とする。

甲号 歳入歳出暫定予算

所 管 省	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		款	項	金 額 (千円)	金 額 (千円)
大 藏 省	造 幣 局	補助貨幣回収準備資金より受入	補助貨幣回収準備資金より受入	779,340	808,458
		事業収入	事業収入	23,740	
		雑収入	雑収入	5,378	
		合 計	合 計	808,458	808,458
		事業収入	事業収入	2,636,626	1,364,501
		雑収入	雑収入	62,193	
		合 計	合 計	2,698,819	1,364,501
		資金運用収入	運用利殖金収入	23,092,662	65,918
		雑収入	雑収入	10	53,840,456
		合 計	合 計	23,092,672	53,906,374
	国債整理基金	他会計より受入	他会計より受入	1,512,484,594	1,512,484,599
		雑収入	雑収入	5	

大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配 付金	他 会 計 よ り 受 入	雑 収 入	5	合 計	1,512,484,599
資 金 属	資 金 属 売 払 代 合 計	資 金 属 売 払 代 合 計	資 金 属 売 払 代	2,376,000 2,376,000	資 金 属 買 入 費 事 務 費 合 計	2,230,000 484 2,230,484
外 国 為 替 資 金	運 用 収 入 合 計	運 用 収 入 合 計	運 用 収 入	5,280,756 5,280,756	事 務 取 扱 費 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 合 計	9,236 4,946,560 4,955,796
産 業 投 資	運 用 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	運 用 利 殖 金 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	運 用 利 殖 金 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入	152,750 709,704 709,704	事 務 費 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 合 計	1,212 861,242 862,454
賠償等特殊債務処理	他 会 計 よ り 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	一 般 会 計 よ り 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	一 般 会 計 よ り 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入	369,740 400,300 770,040	賠償等特殊債務処理費 合 計	770,040
地 震 再 保 險	他 会 計 よ り 受 入 合 計	一 般 会 計 よ り 受 入 合 計	一 般 会 計 よ り 受 入	1,175 1,175	再 保 險 費 事 務 取 扱 費 合 計	200,088 1,175 201,258
				459,526,442	地 方 交 付 税 交 付 金	459,411,080

大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭対策	前年度剰余金受入	一般会計より受入	459,526,442	国債整理基金特別会計へ繰入	129,808,889
		合 計	前年度剰余金受入	133,527		
		租 税	前年度剰余金受入	459,659,969		589,219,969
		前年度剰余金受入	税	7,700,000		5,110,778
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	合 計	前年度剰余金受入	7,700,000	石炭鉱業合理化安定対策費 事務処理費 炭鉱離職者援護対策費 産炭地域開発雇用に對策費	74,524
		前年度剰余金受入	税	1,000		522,275
		合 計	前年度剰余金受入	7,701,000		327,182
		国有財産処分収入	国有財産売却収入	141,700		328,218
文 部 省	国立学校	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	148,313	特定国有財産整備費 事務取扱費	4,277
		雑 収 入	雑 収 入	42,482		
		合 計	雑 収 入	382,495		382,495
		他会計より受入	一般会計より受入	19,235,277		14,395,413
		附 属 病 院 収 入	附 属 病 院 収 入	3,873,183	国立学校 大学附属病院 研究所 施設整備費	4,767,550
		授業料及入学校定料	授業料及入学校定料	2,457,715		1,409,743
		雑 収 入	雑 収 入	418,349		5,411,818
		合 計	雑 収 入	25,984,524		25,984,524

[illegible]

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議錄第十七号 昭和四十七年度一般會計暫定予算外二件

借入金		一般會計より受入金					
借入	金	借入	金	200,000	3,261,951		
雑収	入	雑収	入	6,710	200,000		
合 計				6,710			
療養所勘定				4,945,171		合 計	4,945,171
療養所収入		診療収入	入	797,249	797,249	療養所経営成費	4,057,715
他會計より受入		一般會計より受入	入	3,406,576	3,406,576	看護施設整備費	45,411
借入金		借入金	金	100,000	100,000		201,200
雑収	入	雑収	入	401	401		
合 計				4,304,326		合 計	4,304,326
あへん		前年度剰余金受入		757	757	業務取扱費	757
国民年金勘定							
保険収入		保険料収入	入	9,624,484		国民年金給付費	5,822,411
雑収	入	一般會計より受入	入	6,177,392		諸支出金	129,970
合 計		雑収	入	3,447,092		福祉施設費業務勘定へ繰入	2,813
				2,172			
				2,172			
				9,626,656		合 計	5,955,194

[illegible]

輸入食糧管理勘定	食糧管理収入	輸入食糧売払代	輸入食糧買入費	21,528,558
	雑収入	雑収入	輸入食糧管理費	200,538
	合 計	雑収入	返還金等他勘定へ繰入	477,847
			合 計	22,206,943
農産物等安定勘定			農産物等管理費	24,993
輸入飼料勘定	輸入飼料売払代	輸入飼料売払代	輸入飼料買入費	10,442,726
	雑収入	雑収入	輸入飼料管理費	130,386
	合 計	雑収入	返還金等他勘定へ繰入	120,817
			合 計	10,693,929
業務勘定	他勘定より受入	他勘定より受入	事務費	3,929,236
	検査印紙収入	検査印紙収入	サイロ及倉庫運営費	18,098
	雑収入	雑収入		
	合 計	雑収入	合 計	3,947,334
調整勘定			国債整理基金特別会計へ繰入	1,021,837,206
農業共済再保険定	農業再保険収入	一般会計より受入	農業再保険費	68,240
	合 計	一般会計より受入	農業共済組合連合会等補助及交付金	63,225
			合 計	131,465

家 畜 勘 定	家 畜 再 保 險 収 入	再 保 險 料	家 畜 再 保 險 費	
	合 計	一 般 会 計 より 受 入	合 計	488,502
		50,722	家 畜 再 保 險 費	32,520
		470,300	農 業 共 済 組 合 連 合 会 等 交 付 金	
業 務 勘 定	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	農 業 共 済 再 保 險 業 務 費	21,328
		21,328		
森 林 保 險	森 林 保 險 収 入	保 險 料	森 林 保 險 業 務 費	32,911
	雑 収 入	保 險 業 務 費		50,335
	合 計	雑 収 入	合 計	83,246
		734		
漁 船 再 保 險 及 漁 業 共 済 保 險	漁 船 再 保 險 収 入	再 保 險 料	漁 船 再 保 險 費	556,670
		一 般 会 計 より 受 入	漁 船 保 險 振 興 費	4,955
		236,087		
		61,382		
		264,156		
	合 計	合 計	合 計	561,625
		561,625		
漁 船 特 殊 保 險 勘 定	漁 船 特 殊 再 保 險 収 入	特 殊 再 保 險 料	漁 船 特 殊 再 保 險 費	42,971
		前 年 度 繰 越 資 金 受 入		
		37,439		
		5,267		
	雑 収 入	雑 収 入		
	合 計	合 計	合 計	42,971
		265		
		265		
		42,971		

漁船乗組員給与保険勘定	給 与 再 保 險 収 入		給 与 再 保 險 料		給 与 再 保 險 費	
	雑 収 入	合 計	雑 収 入	前年度繰越資金受入		
漁業共済保険勘定	64	7,344	64	753	合 計	7,344
漁業共済保険勘定	雑 収 入	合 計	雑 収 入	前年度繰越資金受入	漁業共済保険費 漁業共済組合連合会交付金	59,998
						59,929
業 務 勘 定	他 会 計 よ り 受 入	合 計	一 般 会 計 よ り 受 入	前年度繰越資金受入	業 務 取 扱 費	8,549
自作農創設特別措置	自作農創設特別措置収入		農 地 等 充 払 収 入	17,493	事 務 取 扱 費	53,107
			農 地 等 貸 付 収 入	2,223		
国 有 林 野 事 業	雑 収 入		雑 収 入	3,391	合 計	53,107
	前 年 度 剩 余 金 受 入		前 年 度 剩 余 金 受 入	30,000		
	合 計			30,000		
国 有 林 野 事 業 勘 定	国 有 林 野 事 業 収 入		業 務 収 入	11,385,682	国 有 林 野 事 業 費 国 有 林 野 治 山 事 業 費	15,248,095
			林 野 充 払 代 入	999,373		463,899

治 山 勘 定	他 勘 定 より 受 入	雑 収 入	448,724		
	合 計	治 山 勘 定 より 受 入	42,500	42,500	
	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	12,876,279	合 計	15,711,994
	雑 収 入	雑 収 入	4,630,000	治 山 事 業 費	4,098,641
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	940	北 海 道 治 山 事 業 費	496,263
	合 計	合 計	60,356	離 島 治 山 事 業 費	48,000
	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	28,743	治 山 事 業 工 事 諸 費	48,382
	回 収 金 収 入	回 収 金 収 入	12,257		
	雑 収 入	雑 収 入	613		
	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	4,818		
中 小 漁 業 融 資 保 証 保 險	合 計	合 計	46,431	合 計	46,431
	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	4,578,585	土 地 改 良 事 業 費	7,100,759
	借 入 金	借 入 金	2,180,408	土 地 改 良 事 業 工 事 諸 費	202,531
	受 託 工 事 費 受 入	受 託 工 事 費 受 入	544,297		
特 定 土 地 改 良 工 事					

通 商 産 業 省	アルコーロ専売事業	受 託 工 事 費 受 入		計	
		合 計	事 業 収 入	事 業 収 入	7,303,290
		雑 収 入	7,221	733,584	740,805
		合 計	7,221	733,584	
		合 計	7,40,805		740,805
輸 出 保 險		保 險 料 収 入	741,711	保 險 料 収 入	1,306,503
		雑 収 入	227,249	雑 収 入	47,087
		前年度剰余金受入	384,630	前年度剰余金受入	
		合 計	1,353,590	合 計	1,353,590
機 械 類 信 用 保 險		保 險 料 収 入	13,914	保 險 料 収 入	32,735
		雑 収 入	9,707	雑 収 入	4,379
		前年度剰余金受入	13,493	前年度剰余金受入	
		合 計	37,114	合 計	37,114
運 輸 省	木 船 再 保 險	他 会 計 より 受 入	832	再 保 險 費	11,747
		前年度剰余金受入	11,747	前年度剰余金受入	832

自動車損害賠償責任 再保險	保 險 勘 定	合 計	前年度剰余金受入	11,747	合 計	12,579
		前年度剰余金受入	17,092,924	17,092,924	再保險及保險費	17,092,924
保 障 勘 定	保 障 事 業 収 入	賦 課 金 収 入	25,423	25,423	保 障 費	190,552
		雑 収 入	5,000	5,000		
業 務 勘 定	合 計	前年度剰余金受入	160,129	160,129	合 計	190,552
		他 会 計 よ り 受 入	17,296	17,296	業 務 取 扱 費	17,296
港 灣 整 備 勘 定	合 計	一般會計より受入				
		他 会 計 よ り 受 入	12,108,293	12,108,293	港 灣 事 業 費	9,967,357
		特定港灣施設工事勘定より受入	35,276	35,276	北海道港灣事業費	2,188,451
		受託工事納付金収入	741,000	741,000	離 島 港 灣 事 業 費	510,010
		前年度剰余金受入	1,370,737	1,370,737	受 託 工 事 費	731,510
		雑 収 入	22,000	22,000	港 灣 事 業 等 工 事 諸 費	869,978

[illegible]

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 昭和四十七年度一般会計暫定予算外二件

年 金 勘 定		掛 金 収 入	掛 金	年 金 費	
労働者災害補償保険	運用収入	41,587	41,587	郵政事業特別会計へ繰入	241,640
	積立金より受入	64,582	64,582		1,563
	雑収入	136,987	136,987		
	雑収入	147	147		
	合 計	243,203	243,203		243,203
	合 計	15,121,183	15,121,183		14,200,706
失業保険	保険料収入	58,377	58,377	保険料返還金	94,678
	支払備金受入	15,062,806	15,062,806	業務取施設費	668,067
	雑収入	47,352	47,352	業務取施設費	205,084
	合 計	15,168,535	15,168,535	合 計	15,168,535
失 業 保 険	保険料収入	31,085,000	31,085,000	保険給付施設費	38,627,750
	一般会計より受入	22,578,000	22,578,000	業務取施設費	975,146
	雑収入	8,457,000	8,457,000	業務取施設費	6,164,711
	合 計	484,323	484,323		
道 路 整 備	運用収入	63,164	63,164	道路事業費	40,767,607
	雑収入	31,582,487	31,582,487	合 計	59,729,000
	合 計	94,509,806	94,509,806	道路事業費	13,630,000
	合 計	1,614,000	1,614,000	北海道道路事業費	12,740,000
附帯工事費負担金収入				街 路 事 業 費	

治 水 勘 定	受託工事納付金収入	1,614,000	北海道街路事業費	2,126,000
	前年度剰余金受入	583,000	首都圏道路整備事業費	5,658,000
	雑収入	593,000	建設機械整備費	27,000
	前年度剰余金受入	1,400,000	北海道建設機械整備費	32,000
	雑収入	1,400,000	離島道路事業費	674,000
	前年度剰余金受入	122,248	附帯工事事業費	1,574,000
	雑収入	122,248	受託工事事業費	560,000
	前年度剰余金受入	122,248	道路事業工事諸費	1,485,059
	雑収入	122,248	事務費	3,895
	合計	98,239,054	合計	98,239,054
治 水 勘 定	他会計より受入	25,580,085	河川事業費	14,486,000
	一般会計より受入	25,580,085	北海道河川事業費	3,898,000
	他会計より受入	156,519	河川総合開発事業費	1,163,088
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	156,519	北海道河川総合開発事業費	68,550
	附帯工事費負担金収入	115,555	砂防事業費	4,683,000
	附帯工事費負担金収入	115,555	北海道砂防事業費	202,000
	受託工事納付金収入	981,067	建設機械整備費	9,500
	前年度剰余金受入	981,067	北海道建設機械整備費	20,000
	雑収入	500,000	離島治水事業費	162,000
	前年度剰余金受入	500,000	附帯工事事業費	110,000
特定多目的ダム建設 工事勘定	雑収入	41,016	受託工事事業費	940,170
	前年度剰余金受入	41,016	治水事業工事諸費	1,653,219
	雑収入	41,016	事務費	3,715
	合計	27,374,242	合計	27,374,242
	他会計より受入	4,914,089	多目的ダム建設事業費	3,987,500

都市開発資金融通	一般会計より受入		北海道多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰 入	計	事務取扱費
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入			
	雑収入 合	雑収入			
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	4,914,089	987,000	
			114,000	156,519	
			2,930		
			5,031,019	5,031,019	
			157		157
			157		

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算

右
図表に掲げる。

昭和四十七年三月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算
予 算 総 則

第1章 総 則

(収入支出暫定予算)
第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和四十七年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

日本専売公社
日本国営電話公社
日本電信電話公社
国民年金公社
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
医療衛生金融公庫
環境衛生金融公庫
日本銀行

日本輸出入銀行

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和四十七年4月1日から4月30日までの期間に係るものである。

第2章 日本専売公社

(借入金金の限度額)

第3条 「日本専売公社法」第43条の14第2項の規定による短期借入金金の限度額は、118,000,000千円とする。

(流用の制限)

第4条 日本専売公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本専売公社法」第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならぬ経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
 - (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
 - (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、信直手当、住居手当、超過勤務手当、休暇者給与その他日本専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
 - (4) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定するもののほか、「日本専売公社法」第43条の2の規定により日本専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならぬ経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第3章 日本国有鉄道

(借入金金の限度額)

第5条 「日本国有鉄道法」第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金等	限度額
長期借入金及び鉄道債券 イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債 ロ イ以外の鉄道債券	10,300,000千円 13,000,000
短期借入金	25,000,000

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（流用の制限）

第6条 日本国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本国有鉄道法」第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、「日本国有鉄道法」第39条の14第2項の規定により日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第4章 日本電信電話公社

（借入金等の限度額）

第7条 「日本電信電話公社法」第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債券等	限度額
電信電話債券 イ 政府引受債及び政府保証債 ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの	5,000,000千円 36,000,000
一時借入金	40,000,000

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（流用の制限）

第8条 日本電信電話公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本電信電話公社法」第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本電信電話公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、「日本電信電話公社法」第53条第2項の規定により日本電信電話公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

（借入金等の限度額）

第9条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度額
国民金融公庫	借入金 17,500,000千円
住宅金融公庫	借入金 8,000,000
農林漁業金融公庫	借入金 17,000,000
中小企業金融公庫	借入金 22,000,000
北海道東北開発公庫	借入金 1,500,000
公営企業金融公庫	公庫により発行する公営企業債券 譲渡者引受けにより発行する公営企業債券 6,000,000 5,300,000
医療金融公庫	借入金 1,400,000
環境衛生金融公庫	借入金 4,000,000

2 前項に規定する公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第10条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

昭和十七年三月三十日 衆議院公報第三十三号 昭和十七年三月三十一日 衆議院公報第三十三号

三二〇

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額 6,200,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条	保険価額の総額 235,000,000 貸付金の総額 400,000

(流用の制限)
第11条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。
(1) 役員員に対して支給する給与に要する経費
(2) 交際費に要する経費

甲号 収入支出暫定予算

政府関係機関	収入項目		支出項目	
	金額	金額(千円)	金額	金額(千円)
日本専売公社	たばこ事業収入	79,815,199	給与其他諸費	4,163,699
	塩事業収入	4,005,942	たばこ事業費	33,817,678
	共収入	82,297	塩事業費	3,831,197
			共通通利子費	644,775
			支私通利子費	691,849
			固定資産取得費	579,347
	合計	83,903,438	合計	43,729,045
日本国有鉄道	運輸収入	98,589,085	給与其他諸費	40,684,070
	運送収入	3,510,244	管保守通費	12,599,965
	本勘定より受入	500,000	管理共工事費	14,298,089
			受託工事業費	2,074,941
			利子債務取扱費	500,000
			資本勘定へ繰入費	523,984
	合計	103,599,329	合計	32,938,290
資本勘定より受入	損益勘定より受入	32,938,290	債券及借入金へ繰入	103,599,329
	資産	500,000	損失	11,685,000
				500,000

工 事 勘 定	鉄 道 債 券 及 借 入 金	入 線 入	工 事 勘 定 へ 諸 費	入 線 入	工 事 勘 定 へ 諸 費
資 本 勘 定 以 上 受 入	44,553,290	44,553,290	基 幹 施 設 取 替 改 良 費	12,985,000	12,985,000
			一 車 般 施 設 同 線 増 設 費	6,881,000	6,881,000
			山 陽 幹 線 増 設 費	8,587,000	8,587,000
			東 北 幹 線 増 設 費	13,500,000	13,500,000
			總 保 費	324,000	324,000
			計	2,276,290	2,276,290
合 計	44,553,290	44,553,290	給 与 其 他 諸 費	27,613,141	27,613,141
電 電 信 信 用 収 入	2,970,706	2,970,706	営 保 管 業 守 通 費	11,962,395	11,962,395
電 電 信 信 用 収 入	106,915,428	106,915,428	利 子 本 勘 定 へ 諸 費	8,195,082	8,195,082
電 電 信 信 用 収 入	4,450,623	4,450,623	受 託 業 務 取 扱 費	6,561,948	6,561,948
電 電 信 信 用 収 入	2,917,949	2,917,949	利 子 本 勘 定 へ 諸 費	691,682	691,682
合 計	117,254,706	117,254,706	債 券 及 借 入 金 等 債 還 入	10,696,833	10,696,833
損 益 勘 定 以 上 受 入	51,583,625	51,583,625	資 本 勘 定 へ 諸 費	51,583,625	51,583,625
損 益 勘 定 以 上 受 入	7,980,000	7,980,000	債 券 及 借 入 金 等 債 還 入	7,551,625	7,551,625
損 益 勘 定 以 上 受 入	11,936,000	11,936,000	計	97,500,000	97,500,000
損 益 勘 定 以 上 受 入	33,602,000	33,602,000	合 計	105,051,625	105,051,625
損 益 勘 定 以 上 受 入	105,051,625	105,051,625	電 信 電 話 施 設 費	84,787,517	84,787,517
損 益 勘 定 以 上 受 入	97,500,000	97,500,000	電 局 施 設 費	7,701,950	7,701,950
損 益 勘 定 以 上 受 入			計	886,694	886,694

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議第十七号 昭和四十七年度一般會計暫定予算外二件

三十二

政府関係機関		収 入		支 出	
		款	項	金 額 (千円)	金 額 (千円)
合 計		97,500,000		合 計	4,178,889
					97,500,000
国民金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金		1,082,539
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		5,924,536	5,924,536	合 計	1,082,539
住宅金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金		1,256,215
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		7,002,091	7,002,091	合 計	30,068
住宅融資保険料収入	事業益金収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		37,482	37,482	合 計	
農林漁業金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金		986,428
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		1,841,707	1,841,707	合 計	986,428
農林漁業金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		19,747	17,026	合 計	
農林漁業金融公庫	事業益金収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
	雑収入	事業益金	事業損金		
合 計		2,721	2,721	合 計	
合 計		1,861,454	1,861,454	合 計	986,428

医療金融公庫	雑	入	11,124			
	雑	収	668			
	計	入	668			
	事業	損	計	2,188,188		
環境衛生金融公庫	雑	入	1,886,581			
	雑	収	799,574			
	計	入	799,574			
	事業	損	計	37,653		
日本開発銀行	雑	入	215			
	雑	収	76			
	計	入	139			
	事業	損	計	248,765		
日本輸出入銀行	雑	入	799,789			
	雑	収	1,079,419			
	計	入	1,079,419			
	事業	損	計	37,653		
日本輸出入銀行	雑	入	3,619			
	雑	収	3,619			
	計	入	3,619			
	事業	損	計	248,765		
日本輸出入銀行	雑	入	1,083,038			
	雑	収	8,587,895			
	計	入	8,587,895			
	事業	損	計	2,109,799		
日本輸出入銀行	雑	入	20,988			
	雑	収	13,905			
	計	入	2,083			
	事業	損	計	4,024,727		
日本輸出入銀行	雑	入	8,608,883			
	雑	収	7,935,000			
	計	入	7,935,000			
	事業	損	計	140,192		
日本輸出入銀行	雑	入	35,358			
	雑	収	34,702			
	計	入	656			
	事業	損	計	140,192		
日本輸出入銀行	雑	入	7,970,358			
	雑	収	656			
	計	入	656			
	事業	損	計	140,192		

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。予算委員長瀬戸山三男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました昭和四十七年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、昭和四十七年度総予算の年度内成立が困難なことをおもんばかって、昭和四十七年四月の一月間分について作成されたものであります。三月二十八日予算委員会に付託され、本日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行なった後、採決をいたしましたものであります。

一般会計暫定予算の歳出は一兆一千七億円であります。生活扶助基準及び失対賃金の引き上げ、大学生の増募等、教育及び社会政策上放置することができないものを除きましては、新規施策にかかるとする経費は原則として計上してありません。

なお、公共事業については、特に積雪寒冷地その他季節的な要因に留意しなければならぬ事業の円滑な実施並びに過年度災害の復旧促進等のため、一般公共事業については四十六年度予算額のおおむね八分の一、災害復旧については四十七年度所要額のおおむね六分の一を目途として計上してあります。

また、歳入は五千五百六十億円で、五千四百五十七億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ、五千五百億円を限度として大蔵省証券を発行することといたしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計の例に準じ暫定予算が作成されております。

次に、質疑は、暫定予算に関連して、国政全般

にわたる行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、ここでは簡単に申し上げます。

まず、暫定予算につきまして、今国会のように十分な審議期間がなくなりながら、なお暫定予算を組むに至った政府の政治責任がたゞされませんでした。政府としては、一カ月の暫定予算を組まざるを得なくなったことは遺憾であり、反省もするが、予算の空白を避けるために、この暫定予算を早急に審議してはしむべき趣旨の答弁がありました。

次に、財政投融資計画について、国会議決の対象にすべきであるという前国会以来の懸案の問題のほかに、開銀、輸銀等の大企業向け融資は財投のワケからはすすべきではないかという質疑が行なわれましたが、これに対して政府より、懸案事項については、引き続き財政投融資審議会に検討してもらい、また資金運用審議会の意見も聞いて、四十八年度の予算編成までには何らかの結論を出すつもりである。また、財政投融資の資金の配分は毎年洗い直しており、いわゆる基幹産業向けは、四十七年度で全体の四割にすぎないとの趣旨の答弁がありました。

以上のほか、日中国交正常化に臨む政府の基本姿勢、日米繊維協定等外交問題、四次防の策定時期及びその構想等、年金制度の充実等社会保障の充実策、賃金及び定年制問題、公害汚染者負担に対する政府の考え方、総武線電車衝突事故と国鉄経営のあり方、市街地農地課税、マラッカ海峡の安全航行等についても質疑があり、政府よりそれぞれ答弁が行なわれたのであります。

かくて、質疑終了後、討論はなく、暫定予算三案を一括して採決を行ないましたところ、多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 三件を一括して採決いたします

す。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一は委員会の審査を省略し、本案とともに、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和四十七年三月二十三日
提出者
社会労働委員長 森山 欽司

寄生虫病予防法の一部を改正する法律

寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ第二項中「昭和四十四年度以降七箇年」を「昭和四十七年度以降二箇年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十七年度に係る第三条ノ第三項の実施計画に關しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

3 政府は、昭和四十八年度の終わるまでの間に、日本住血吸虫の中間宿主たる巻貝の生息状況等を調査し、その結果に基づいて、昭和四十九年度以降の第三条ノ第二項の基本計画の策定に關し必要な法的措置を講ずるものとする。

理 由

日本住血吸虫の予防のためのコンクリート造りの溝渠新設の基本計画の実施状況にかんがみ、さらに昭和四十七年度以降二箇年にわたる内容の基本計画を定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「六十歳」を「五十五歳」に改正する。

昭和四十七年三月三十日 衆議院会議録第十七号

昭和四十七年度一般会計暫定予算外二件 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案外一案

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案外一案

改め、同条第四項中「三千円を」を「四千円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 昭和四十七年三月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十七年四月三十日まで同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

4 前項に規定する者に支給する健康管理手当について原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第六条の規定を適用する場合においては、同条において準用する同法第三条第二項中「前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月」からその年の五月まで」とあるのは、「昭和四十七年四月及び五月」とする。

理由
原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、健康管理手当について、その支給の対象となる高齢者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。社会労働委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 ただいま議題となりました寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

日本住血吸虫病は、山梨、佐賀、福岡、広島、岡山県において広く蔓延し、農耕その他地域住民の日常生活に重大な障害を与えておりますが、この疾病の根絶をはかりましたためには、病原虫の中間宿主でありますミヤイリガイを絶滅する必要があります。

このため、昭和三十二年より十カ年の基本計画を立て、ミヤイリガイの生息地帯における溝渠のコンクリート化が行なわれ、また、昭和四十年には法改正を行ない、新たに昭和四十年以降七カ年の基本計画を立て、溝渠のコンクリート化が行なわれているのであります。

このような施策等の結果、新しい患者の発生が著しく減少する等相当の効果をあげてはおりますが、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかるため、本案は、さらに昭和四十七年度以降二カ年の基本計画を定めることといたしますとともに、政府は、この基本計画の終わる昭和四十八年度までにミヤイリガイの生息状況等を調査し、その結果に基づいて、昭和四十九年度以降の溝渠新設の基本計画の策定に關し必要な法的措置を講ずるものとするのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上をはかるため、健康管理手当について、その支給の対象となる高齢者の範囲を六十歳以上の者から五十五歳以上の者に拡大するとともに、手当額を月額三千円から四千円に引き上げ、療養生活の安定をはかるうとするものであります。

本案は、二月八日本委員会に付託となり、三月二十三日の委員会において質疑を終了し、本日施行期日等についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五条第一項及び第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附則第三項及び附則第四項を次のように改める。

3 この法律の施行前に支給された昭和四十七年四月以降の月分の健康管理手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の内払とみなす。

4 昭和四十七年三月三十一日の経過する際、現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同年四月から始める。

5 昭和四十七年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間において、この法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定を適用するとし、たならば健康管理手当の支給要件に該当しない者が、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当することとなつた場合において、その者が前項に規定する期間内に同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、その該当することとなつた日の属する月の翌月から始める。

6 前二項に規定する者に支給する昭和四十七年四月分又は同年五月分の健康管理手当について原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第六条の規定を適用する場合においては、同条において準用する同法第三条第二項中「その申請をした日の属する月が一月、二月、三月又は四月」とあるのは、「その申請が原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)附則第四項又は附則第五項の申請」と、前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月からその年の五月まで」とあるのは、「昭和四十七年四月及び五月」とする。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号

第二条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「算定した特別とん譲与税の下に(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。)」を加え、「同法第十四條の規定により算定した基準財政収入額を」と、地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額をに改める。

附 則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

航空機燃料譲与税法

国会に提出する。

昭和四十七年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

航空機燃料譲与税法

(航空機燃料譲与税)

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第 号)の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村に対して譲与するものとする。

2 空港関係市町村とは、空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機を使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。次条第一項第一号において同じ。)及びこれに隣接する市町村で、自治大臣が指定するものをいう。

(譲与の基準)

第二条 航空機燃料譲与税は、空港関係市町村に

地方税法の一部を改正する法律案外三案

対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与するものとする。

一 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額(一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合に於ては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところによりあん分した額)

二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として自治省令で定める地区内の世帯数

2 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の三分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数であん分するものとする。

3 第一項第一号の着陸料の収入額及び同項第二号の世帯数は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額と同月において収納した航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に計算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額

三月

九月から二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額と三月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額との合算額の十三分の二に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することとができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に計算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各空港関係市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 空港関係市町村の長は、自治省令で定めるところにより、航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を、都道府県知事を経由して、自治大臣に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 自治大臣は、航空機燃料譲与税を空港関係市町村に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に計算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において空港関係市町村に譲与すべき額とするものとする。

三七八

(航空機燃料譲与税の使途)

第七条 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。

(都の特例)

第八条 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区の存する区域に所在している場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

(昭和四十七年度の特例)

2 昭和四十七年度に限り、第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額と同月において収納した航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に計算し、又はこれから減額した額」とあるのは、「四月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額」とする。

(地方交付税法の一部改正)

3 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自動車重量譲与税」を「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

十五 航空機燃料譲与税 着陸料の収入額及び世帯数

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十七年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の四及び第三十三号の五中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

第十三条第一号中「特別とん譲与税」の下に「航空機燃料譲与税」を加え、同条第八号及び第九号中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加え、同条第十号中「特別とん譲与税」の下に「昭和三十三年法律第七十七号」を、「をいう。」の下に「及び航空機燃料譲与税を譲与すべき空港関係市町村(航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第 号)第一条第一項に規定する空港関係市町村をいう。)」を加え、同条第十二号中「昭和三十三年法律第七十七号」を、「航空機燃料譲与税法」に、「特別とん譲与税並びに」を「特別とん譲与税、航空機燃料譲与税並びに」に改める。

第十七条第四号の三中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃料譲与税」を加える。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正)

6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第十四号)、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)及び産業地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中「算定した特別とん譲与税」の下に「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税を」、「特別とん譲与税」の下に「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税を加え」、「及び当該特別とん譲与税を」並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与

税に改める。

一 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五條第二項第一号

二 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四條第二項

三 産業地域振興臨時措置法第十一条第三項

理 由

空港関係市町村の空港対策財源を充実強化するため、航空機燃料譲与税として、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を空港関係市町村に譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。地方行政委員長大野市郎君。

(報告書は本号末尾に掲載)

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。同時に、警察法の一部を改正する法律案、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案、及び航空機燃料譲与税法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党の合意に基づき、本日成案を得、国会法第五十條の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。まず、本案を立案した理由を述べますと、御承知

のように、市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税につきましては、周辺の宅地等との間の税負担の不均衡を是正するとともに、土地対策に資するため、昭和四十六年度の税制改正において、段階的に税負担の増加を求めるとなされたのであります。昭和四十七年度の課税にあたり、市街化区域農地の実態をさらに的確に把握して、市街化の程度に応じた、均衡ある課税を実施することができるようになるため、A農地のうち、耕作の用に供されていると認められる一定の農地については、さしあたり、従来の税負担に減額するより、昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税について特例を設けようとするものであります。

次に、その内容について御説明申し上げます。まず、いわゆるA農地に対して課する昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税につきましては、A農地で、耕作の用に供されていると認められるもの、ただし、市街地内に点在しているA農地については、都市の緑化に寄与し、または将来緑地として残すことが適当であると認められるものについて、その税額を従来の農地としての税額にまで減額するものとしております。

また、A農地が、この減額措置に該当する農地であるかどうかを認定するため、市町村長の諮問機関として、農業に關し学識経験ある者、都市計画に關し学識経験ある者及びその他の学識経験者をもって構成される農地課税審議会を設けるものとし、その組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定めることとしております。

以上が提案の理由並びにその内容の概要であります。

なお、本案の立案にあたり、当委員会において、本法の施行に關し、市街化区域農地に対する課税に關する件につきまして、決議をいたしております。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、警察法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、北海道が指定市を包摂することとなることに伴い、道公安委員会の委員の数を五人とするにとともに、所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市として指定されたことに伴い、地方行政連絡会議法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の規定を整備しようとするものであります。

以上の二法案は、ともに参議院先議でありまして、三月二十四日本委員会に付託され、同月二十七日渡海自治大臣及び中村国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。

本日、両案について質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、航空機燃料譲与税法案について申し上げます。

本案は、今般、空港整備等をはかるための財源として、新たに国税として航空機燃料税が創設されたことに伴い、空港関係市町村の航空機燃料音対策事業、空港及びその周辺の整備事業、その他の空港対策に要する財源の充実ははかるため、航空機燃料譲与税制度を設けようとするものであります。

その内容の第一は、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を、航空機燃料譲与税として、空港の所在する市町村及びこれに隣接する市町村で自治大臣が指定するものに譲与することとしております。

第二は、譲与の基準でありまして、航空機燃料譲与税は、総額の三分の一の額を着陸料の収入額で、他の三分の二の額を航空機燃料音が特に著しい地区内の世帯数で案分して譲与することとしており

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 地方税法の一部を改正する法律案外三案 朗読を省略した議長の報告

ます。

第三は、航空機燃料譲与税の使途でありまして、その全額を航空機騒音対策事業、空港及びその周辺の整備事業、その他の空港対策に関する費用に充てなければならぬものとしております。その他、譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額等について、所要の措置を講じております。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、三月十四日渡海自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。三月二十七日質疑を終了し、本三十日討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、地方税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、警察法の一部を改正する法律案、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案、及び航空機燃料譲与税法案の三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後八時十六分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	前尾繁三郎君
外務大臣	福田 赳夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
文部大臣	高見 三郎君
厚生大臣	斎藤 昇君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	田中 角榮君
運輸大臣	丹羽喬四郎君
郵政大臣	廣瀬 正雄君
労働大臣	塚原 俊郎君
建設大臣	西村 英一君
自治大臣	渡海元三郎君
国務大臣	江崎 真澄君
国務大臣	大石 武一君
国務大臣	木内 四郎君
国務大臣	木村 俊夫君
国務大臣	竹下 登君
国務大臣	中村 寅太郎君
国務大臣	山 貞則君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る二十三日、社会労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 橋本龍太郎君(理事瀧谷直蔵君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

理事 向山 一人君(理事伊東正義君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十四日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 沖本 泰幸君(理事沖本泰幸君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十七日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 阪上安太郎君(理事阪上安太郎君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

二十二日委員辞任につきその補欠

理事 辻原 弘市君(理事辻原弘市君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴切 康雄君(理事鈴切康雄君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

上原 康助君

松本 善明君

小林 進君

東中 光雄君

地方行政委員

辞任

岡崎 英城君

菅 太郎君

坂田 道太君

高島 修君

宮澤 喜一君

桑名 義治君

春日 一幸君

小坂善太郎君

本名 武君

森 徹郎君

岡崎 英城君

坂田 道太君

宮澤 喜一君

桑名 義治君

春日 一幸君

山下 元利君

中野 明君

吉田 之久君

法務委員

辞任

橋 兼次郎君

丸山 勇君

麻生 良方君

中谷 鉄也君

林 孝矩君

吉田 賢一君

外務委員

辞任

中川 嘉美君

丸山 勇君

文教委員

辞任

勝澤 芳雄君

安井 吉典君

商工委員

辞任

中谷 鉄也君

橋 兼次郎君

運輸委員

辞任

石井 一君

小比木彦三郎君

唐沢俊二郎君

河野 洋平君

佐藤 文生君

井野 正揮君

金丸 徳重君

岡崎 英城君

菅 太郎君

坂田 道太君

高島 修君

宮澤 喜一君

原 茂君

建設委員

辞任

松浦 利尚君

吉田 之久君

安宅 常彦君

春日 一幸君

予算委員

辞任

細谷 治嘉君

安井 吉典君

補欠

中谷 鉄也君

昭和四十七年三月三十日 衆議院会議録第十七号

朗読を省略した議長の報告

三八

[illegible]

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

堀 昌雄君

補欠

堀 昌雄君

堀 昌雄君

文教委員

辞任

勝澤 芳雄君

補欠

勝澤 芳雄君

社会労働委員

辞任

島本 虎三君

補欠

島本 虎三君

八木 昇君

古寺 宏君

辻原 弘市君

中村 重光君

林 孝矩君

農林水産委員

辞任

相沢 武彦君

補欠

相沢 武彦君

津川 武一君

中野 明君

谷口善太郎君

運輸委員

辞任

井野 正揮君

補欠

井野 正揮君

安宅 常彦君

原 茂君

建設委員

辞任

松浦 利尚君

補欠

松浦 利尚君

八木 昇君

予算委員

辞任

辻原 弘市君

補欠

辻原 弘市君

西宮 弘君

原 茂君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

堀 昌雄君

沖本 泰幸君

中野 明君

林 孝矩君

鈴切 康雄君

和田 春生君

東中 光雄君

安井 吉典君

伊藤惣助丸君

貝沼 次郎君

堀 昌雄君

山口 鶴男君

渡部 通子君

渡部 武三君

相川 勝六君

安宅 常彦君

阿部末喜男君

松尾 正吉君

浦井 洋君

谷口善太郎君

大原 亨君

瀬野栄次郎君

和田 一郎君

栗山 礼行君

石川 次夫君

上原 康助君

久保 三郎君

横路 孝弘君

近江巳記夫君

鶴岡 洋君

米原 昶君

木原 実君

内藤 良平君

曾根 益君

川崎 寛治君

小林 信一君

中谷 鉄也君

堀 昌雄君

貝沼 次郎君

相沢 武彦君

古寺 宏君

伊藤惣助丸君

渡部 武三君

浦井 洋君

齊藤 正男君

松尾 正吉君

渡部 通子君

細谷 治嘉君

阿部末喜男君

瀬野栄次郎君

栗山 礼行君

山口 敏夫君

石川 次夫君

原 茂君

和田 一郎君

米原 昶君

津川 武一君

上原 康助君

小川新一郎君

鶴岡 洋君

曾根 益君

横路 孝弘君

久保 三郎君

内藤 良平君

西宮 弘君

木原 実君

大橋 敏雄君

岡本 富夫君

山原健二郎君

小林 信一君

川崎 寛治君

和田 春生君

井上 普方君

中谷 鉄也君

阿部 昭吾君

大橋 敏雄君

山口 敏夫君

阿部 昭吾君

井上 普方君

島本 虎三君

相沢 武彦君

小川新一郎君

岡本 富夫君

古寺 宏君

樋上 新一君

津川 武一君

山原健二郎君

阿部 昭吾君

相川 勝六君

山口 敏夫君

桑名 義治君

寺前 巖君

安井 吉典君

鈴切 康雄君

東中 光雄君

一、去る二十四日、議長において、

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

阿部 昭吾君

中山 利生君

上原 康助君

松本 善明君

江藤 隆美君

浜田 幸一君

安井 吉典君

東中 光雄君

阿部 昭吾君

中山 利生君

上原 康助君

松本 善明君

東中 光雄君

地方行政委員

桑名 義治君

中野 明君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

桑名 義治君

谷口善太郎君
寺前 巖君

中谷 鉄也君

補欠 橋 兼次郎君
中谷 鉄也君

運輸委員

井野 正揮君

補欠 原 茂君

安宅 常彦君

安宅 常彦君

原 茂君

井野 正揮君

建設委員

松浦 利尚君

補欠 阪上安太郎君

阪上安太郎君

松浦 利尚君

予算委員

安宅 常彦君

補欠 大出 俊君

阪上安太郎君

勝澤 芳雄君

西宮 弘君

中村 重光君

原 茂君

山口 鶴男君

近江已記夫君

橋上 新一君

沖本 泰幸君

有島 重武君

中野 明君

渡部 通子君

塚本 三郎君

栗山 礼行君

勝澤 芳雄君

井上 普方君

山口 鶴男君

阿部 昭吾君

東中 光雄君

松本 善明君

有島 重武君

桑名 義治君

林 孝矩君

斎藤 実君

辻原 弘市君

米田 東吾君

安井 吉典君

上原 康助君

鈴切 康雄君

小川新一郎君

橋上 新一君

貝沼 次郎君

井上 普方君

後藤 俊男君

大出 俊君

安宅 常彦君

中村 重光君

堀 昌雄君

米田 東吾君

中谷 鉄也君

桑名 義治君

沖本 泰幸君

阿部 昭吾君

内藤 良平君

貝沼 次郎君

二見 伸明君

斎藤 実君

岡本 富夫君

渡部 通子君

古川 雅司君

内藤 良平君

長谷部七郎君

中谷 鉄也君

阿部未喜男君

二見 伸明君

近江已記夫君

谷口善太郎君

田代 文久君

松本 善明君

東中 光雄君

上原 康助君

安井 吉典君

長谷部七郎君

横路 孝弘君

堀 昌雄君

西宮 弘君

小川新一郎君

大橋 敏雄君

古川 雅司君

中野 明君

田代 文久君

林 百郎君

大橋 敏雄君

多田 時子君

阿部未喜男君

辻原 弘市君

後藤 俊男君

阪上安太郎君

横路 孝弘君

原 茂君

岡本 富夫君

林 孝矩君

多田 時子君

鈴切 康雄君

桑名 義治君

補欠 鈴切 康雄君
桑名 義治君

鈴切 康雄君

補欠 安宅 常彦君

勝澤 芳雄君

勝澤 芳雄君

安宅 常彦君

補欠 谷口善太郎君

寺前 巖君

寺前 巖君

谷口善太郎君

補欠 橋崎弥之助君

岡田 利春君

原 茂君

中谷 鉄也君

岡田 利春君

橋崎弥之助君

中谷 鉄也君

原 茂君

補欠 阪上安太郎君

井野 正揮君

小林 進君

齊藤 正男君

齊藤 正男君

小林 進君

井野 正揮君

阪上安太郎君

補欠 安宅 常彦君

橋崎弥之助君

岡田 利春君

原 茂君

山口 鶴男君

細谷 治嘉君

大出 俊君

阪上安太郎君

上原 康助君

堀 昌雄君

古寺 宏君

沖本 泰幸君

小川新一郎君

鈴切 康雄君

土橋 一吉君

谷口善太郎君

東中 光雄君

小林 進君

木原 実君

古寺 宏君

田中 昭二君

塚本 三郎君

栗山 礼行君

土橋 一吉君

青柳 盛雄君

木原 実君

横路 孝弘君

青柳 盛雄君

安宅 常彦君

上原 康助君

阪上安太郎君

島本 虎三君

原 茂君

中谷 鉄也君

細谷 治嘉君

山口 鶴男君

細谷 治嘉君

細谷 治嘉君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

補欠 安宅 常彦君

上原 康助君

補欠 安宅 常彦君

安宅 常彦君

上原 康助君

中島 茂喜君

補欠 湊 徹郎君

橋本登三郎君

小川 惠三君

宮澤 喜一君

羽田 孜君

村田敬次郎君

西銘 順治君

綿貫 民輔君

山崎平八郎君

小川 惠三君

村田敬次郎君

西銘 順治君

宮澤 喜一君

羽田 孜君

中島 茂喜君

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

文教委員

辞任

勝澤 芳雄君
安井 吉典君

補欠

安井 吉典君
勝澤 芳雄君

農林水産委員

辞任

愛知 揆一君

補欠

森下 元晴君

運輸委員

辞任

石井 一君
唐沢俊二郎君
佐藤 文生君
田代 文久君
中島 茂喜君
橋本登美三郎君
宮澤 喜一君
東中 光雄君

補欠

宮澤 喜一君
橋本登美三郎君
中島 茂喜君
東中 光雄君
佐藤 文生君
唐沢俊二郎君
石井 一君
田代 文久君

予算委員

辞任

大村 襄治君
安井 吉典君
東中 光雄君
安宅 常彦君
長谷部七郎君
佐藤 守良君
森下 元晴君
上原 康助君
横路 孝弘君
田代 文久君

補欠

佐藤 守良君
長谷部七郎君
田代 文久君
上原 康助君
横路 孝弘君
大村 襄治君
愛知 揆一君
安宅 常彦君
安井 吉典君
東中 光雄君

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

横路 孝弘君
大久保直彦君
松本 善明君
安宅 常彦君

補欠

安宅 常彦君
矢野 紇也君
東中 光雄君
横路 孝弘君

法務委員

辞任

正木 良明君

補欠

林 孝矩君

運輸委員

辞任

石井 一君
小此木彦三郎君
河野 洋平君
佐藤 文生君
細田 吉蔵君
藤波 孝生君
藤波 孝生君
佐藤 文生君
細田 吉蔵君
石井 一君
小此木彦三郎君
河野 洋平君

補欠

三ッ林弥太郎君
森 美秀君
山下 元利君
佐藤 守良君
藤波 孝生君
佐藤 文生君
細田 吉蔵君
石井 一君
小此木彦三郎君
河野 洋平君

通信委員

辞任

矢野 紇也君

補欠

中野 明君

予算委員

辞任

安宅 常彦君
近江巳記夫君
沖本 泰幸君
中野 明君
東中 光雄君
横路 孝弘君

補欠

横路 孝弘君
正木 良明君
大久保直彦君
中川 嘉美君
松本 善明君
安宅 常彦君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

木島喜兵衛君
岡田 利春君

補欠

岡田 利春君
木島喜兵衛君

一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

補欠

阿部末喜男君
古寺 宏君
三木 喜夫君
新井 彬之君

(議案提出)

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国家行政組織法の一部を改正する法律案
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
廃棄物処理施設整備緊急措置法案
割賦販売法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案
新都市基盤整備法案

一、去る二十三日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
寄生虫予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(西宮弘君外九名提出)
一、去る二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
最低賃金法案(田邊誠君外六名提出)

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外七名提出)

一、去る二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(上原康助君外十四名提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
海上交通安全法案
昭和四十七年度一般会計暫定予算

昭和四十七年度特別会計暫定予算

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算
一、今三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
地方税法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

(条約受領)
一、去る二十四日、参議院から受領した条約は次のとおりである。
国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(議案受領)
一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
最低賃金法案
一、去る二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案
地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
警察法の一部を改正する法律案
一、昨二十九日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

社会保険基本法案

母子保健法の一部を改正する法律案

(案約付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニューヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(参議院送付)

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

以上四件 外務委員会 付託

(議案付託)
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第九二号) 内閣委員会 付託

地方税法の一部を改正する法律案(大石八治君外四名提出、衆法第一〇号) 付託

警備法案(内閣提出第八五号) 以上二件 地方行政委員会 付託
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号) 社会労働委員会 付託
割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号) 商工委員会 付託
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進

特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号) 運輸委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)(予) 農林水産委員会 付託

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号) 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 以上二件 運輸委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

最低賃金法案(小平芳平君外一名提出、参法第一号)(予) 社会労働委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(参議院送付) 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付) 以上二件 地方行政委員会 付託

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付) 一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一三三号) 社会労働委員会 付託
一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(上原康助君外十四名提出、衆法第一五号)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 付託

一、昨二十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会保険基本法案(小平芳平君提出、参法第二号)(予) 母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君提出、参法第三号)(予) 以上三件 社会労働委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 航空機燃料税法 地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方税法の一部を改正する法律案(大石八治君外四名提出) 一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

寄生病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出) 一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出) 一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案中修正

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案中修正

国立学校設置法の一部を改正する法律案中修正(議案撤回)

一、昨二十九日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

地方税法の一部を改正する法律案(大石八治君外四名提出) (議案撤回通知)

一、次の議案は、昨二十九日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律案(大石八治君外四名提出) (答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横山利秋君提出税理士制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋崎弥之助君提出米軍の「核もちこみ」及び「直接出撃」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋崎弥之助君提出米軍立川基地に関する質問に対する答弁書

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案中修正

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案中修正

国立学校設置法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

地方税法の一部を改正する法律案中修正

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号

朗読を省略した議長報告

解、重税、手続の複雑など、数多くの問題がある。

このような問題は、根本的な再検討を必要としているが、日常の一つ一つの事案を国と納税者の間に立つて円滑にするための税理士の任務はきわめて大きいものがある。従つて、社会的使命をもつ税理士の近代社会におけるあるべき姿については、各方面で論議をされているのである。

二 税理士の実務活動は、租税に関する職業専門家として納税者の代理人となり納税義務の実現及び権利救済に奉仕することであるのは当然であるが、更に租税の憲法的意義(租税法定主義)をふまえて、租税制度全般にわたつて、国民の権利を擁護すべき立場にあると考える。

この点について、現行法には「中正の立場」というあいまいな表現があり、更に大蔵省、国税庁の税理士会及び税理士に対する監督権及びその行政指導があつて税理士制度をたんに「納税行政の補助機関」としてとらえ、かつ、行政が行なわれているきらいがつよい。

この際税理士の基本的職責を再検討し、「税理士は租税法による国民の権利を擁護し納税義務の適正な実現を図る」ことを税理士の使命として根本規定として、改正し、これに基づいて、現行税理士制度の細目についても自主的に組織を強化し、自主的に賞罰を行ない、自主的に研究を行ない、社会的地位を向上しうよう法律改正をすべきではないか。

政府の基本的方針をききたい。

三 次に、昭和二十六年税理士法が定められている、今日税理士の数二万五千名に達するが、税理士になるためには、高度な税理士試験に合格したもの、及び弁護士で日本税理士会連合会に登録したもの又は公認会計士で国税庁長官に通知したものであるが、最近の状況では、学生や会計事務所所員などの税理士試験受験者が三万三千名、他にこれを目ざして勉学に励ん

でいるもの約二万名はあるといわれている。そしてこの試験の合格率は昭和四十六年度の場合で十三・一パーセント(科目合格率)、最終合格率二・二パーセントのきわめて狭い門となつて

いる。他方昭和三十一年の国会で、政府提案による五カ年の時限立法が通過したが、これは国税の税務職員で二十年以上、地方税二十五年以上の税務行政事務経験者と旧計理士の救済措置として、特別に税務を免除し、「簿記会計」は商工会議所検定三級試験程度の安易なものによる特別試験制を実施するものであつた。五カ年の時限立法にかかわらずその後十五年を経過する今日でもずるずると続いており、この試験をうけて合格した人の九十五パーセントが国税職員で、かつ、合格率が七十六パーセントであり、現在二万名に達している。そのうち約五千二百名が税理士として開業し、残りの大部分は税務職員として在職している。

この比率をみると、厳正な国家試験が一方で十三パーセント台の合格率、最終二・二パーセント、他方は七十六パーセントという合格率であることは、いかにも不公平な扱いがされていることを痛感せざるを得ない。

四 公務員の経験あるがゆゑの受験資格、試験課目の特例を設け、かつ、合格率を優遇することは絶対に過度であつてはならない。

本来、憲法は「すべて国民は、法の下に平等であつて、……差別されない」とされているから、かかる特例を設けることは違憲の疑いすらなしとしない。

本件について、弁護士、公証人、公認会計士、司法書士、弁理士等各種の現行法体系を調査したが、区々にわたり、一貫した基準がないようであり、特に税理士、司法書士の特例措置の現状は、考えさせられるものがある。

その上、最近在職中の税務官吏が退職後の開業準備や就職準備のため、先輩、同僚、部下と

のなれあひ的な事務をしたり、顧問先の獲得行為や、天下りの就職などが新聞紙上に報道されているし、特に中小企業からの訴えがつよい。本来特例措置は廃止し、一般公正競争試験にすべきではないか。

それにいたるまでの措置としても、一般試験との合格率の比較結果について改善をすべきではないか。

政府の本問題についての判断と改善策を問いたい。

昭和四十七年三月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員横山利秋君提出税理士制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員横山利秋君提出税理士制度に関する質問に対する答弁書

一 税理士の職責については、昭和三十八年の税制調査会の答申は「税理士制度は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを独占的な業務として営むことができる者を税理士とすることにより、税理士に対して、弁護士や公認会計士などと同様に職業上の特権を与え、同時に、これに伴う一定の義務を課することとしているものである。このような点からみると、税理士制度の第一義的な意義は、法令に規定された納税義務の適正な実現に資する」という点に求めるべきものであると考えられる。

しかし、この場合、法令に規定された納税義務の適正な実現に資するためには、税理士が納税者の依頼を受けて職務を果たしていくその立場は、依頼者の立場とまったく重複するようないかなる形においてではなく、税務会計専門家としての見識のある判断を加えるという形において把握されなければならないことは当然であらう。

現行法が、「中正な立場」という字句を用いて前述のような規定を設けていることは、まさに上記のような税理士の公共的な立場を明らかにするためのものであつて、意義深いものと認められる。」と述べており、このような基本的な考え方は現在においても何ら変更を加える必要はない。

このように現行税理士法の規定は、税理士の公共的な立場を高く評価しているものであつて、決して「納税行政の補助機関」としてとらえているものではなく、これをとくに改める必要は認められない。

二 税理士の資格付与について、前記の答申は、「特定の者に一定の資格を付与する場合の方法としては、通常一般的には試験制度が考えられ、この意味で、現行の制度が試験制度を原則としていることは合理的であるといえる。」として、税理士の業務が「専門実務家としての業務である」とを考えると、わが国の他の職業専門家に關する立法例や外国の税理士制度等にもなつて、通常の試験制度のほかに、十分に税務実務の経験に富んだ者を資格者の中に含めることが、税理士制度の運営上実状に沿うものであると考えられる。」として、新たに資格認定制度を設けることを提案した。

また、その際、資格認定制度を欠いた試験制度のもとにおいて、特別試験制度は「いたずらに暗記力に頼る試験になり易く、実務能力を強く要請される税理士の資格を判定する試験方法としては必ずしも適当でない面が多い」一般試験を補ううえで一応の意義があつたと評価している。

このような答申に基づき、昭和三十九年に特別試験制度を廃止し、新たに資格認定制度を導入する改正案を国会に提案したものの実現をみるに至らなかつたのであるが、答申が述べているような諸般の配慮を欠いたまま特別試験制度をにわかに改廃することは適当でない。

右答弁する。

米軍の「核もちこみ」及び「直接出撃」に関する
質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年三月十七日

提出者 橋崎弥之助

衆議院議長 船田 中殿
米軍の「核もちこみ」及び「直接出撃」に関する
質問主意書

政府は、昭和四十七年三月二日の衆議院予算委員会において、米軍による日本国内への「核もちこみ」及び日本国内からの「直接出撃」に関する疑義について「日米安保協議委員会」の場で事前協議にかかわる問題として真相を明らかにすると答弁しているが、その際、以下の問題点についても当該日米安保協議委員会が確認の上回答ねがいたい。

- 一 「核もちこみ」とは、どのような状態をいうのか。
- 二 「米軍は、核兵器に対する安全確保の訓練はたえず行なっており、この訓練は在日米軍も含め全米軍で統一基準(取扱規則)によって行なわれており、岩国に核があることを意味しない」というが、
 - a 統一基準(取扱規則)とは、どのような内容のものか、「正式名称」「制定年月日」「適用範囲」「具体的内容」を明らかにされたか。
 - b 岩国基地以外の米軍基地でもすべて安全確保訓練を行なっていることになるが、岩国以外の在日米軍基地でも岩国基地のような核(NBC)部隊が駐留しているのか。
 - c 「たとえ核部隊が駐留していても、そのことが核兵器の存在を意味するものではない」というが、
 - イ NBC兵器小隊がいるということは、NBC兵器が現にあるということではないか。
 - ロ NBC兵器小隊のガード兵がいるという

ことは、ガードすべき対象すなわちNBC兵器があるからではないのか。

ハ NBC補給将校がいるということは補給するもの、すなわちNBC兵器の補給が現に行なわれていることを意味しないか。

ニ NBC安全点検将校がいるということは点検すべき対象すなわちNBC兵器の出入があるからこそ安全点検が必要なのではないか。

三 米軍基地には Main side と Wingside とあるが、岩国基地の場合NBC兵器小隊(NBC Weapons Section one)は Wingside の第十五飛行大隊(MAG-15)という実戦部隊に所属している。

a NBC兵器小隊が実戦部隊であるMAG-15に所属しているということはたんなる訓練部隊ではないと思うがどうか。

b 岩国のNBC兵器小隊はいつからMAG-15に編入されたのか。

c MAG-15は一九六九年九月、ワイエトナムより岩国に引きあげてきたはずであるが岩国のNBC兵器小隊はMAG-15とともにワイエトナムより岩国に引きあげてきたのか。

d 六九年の時点でMAG-15の所属であったNBC兵器小隊は現在どうなっているのか。

四 岩国駐留の第七対諜報班(7th Counterintelligence Team-7th CIT)はいかなる部隊で第七心理作戦部隊との関係はどうか。

五 岩国基地になぜ陸軍獣医(Army Veterinary)がいるのか、山羊や犬の世話をするためではないか。

六 米軍は、「岩国基地のNBCオフィスはNBC兵器による緊急事態に関するすべての問題に關して米軍にアドバイスにあたえ、また特に防衛あるいは安全訓練を行なう責任をもつ部局」とのことであるが、

定されるか。たとえば相手国による核攻撃などを想定しているのか。

b 「すべての問題」の中に相手国の核攻撃に対する報復核攻撃(第二撃)も含まれるのか。

c 「核兵器に対する防衛の責任」とはどういうことか。責任を果たすための具体的な行動は何か。

七 横田、三沢、厚木、横須賀、佐世保、板付の各米軍基地専用電話帳(一九六〇年から現在まで)を調査の上、岩国におけるNBC部隊と同様の部隊が駐留した事実があるかどうか。

八 サイミントン委員会聴聞会議事録添付資料(一九七〇年一月)によれば、

1 岩国駐留の海兵隊第十五飛行大隊は日本から東南アジアに展開している(一四八四頁)。

2 日本からの作戦行動「岩国駐留のVP-17は、厚木海軍航空基地駐留のVQ-11及びVRC-50(第五十輸送部隊)とともに日本からその作戦行動を行なっている(同頁)。

と報告されているが、もしそれが事実なら、日本からの直接出撃であり、現実には戦争が行なわれているワイエトナムへの作戦行動であるから、当然「事前協議」の対象となるべきであるが、どうか。

右質問する。

昭和四十七年三月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員橋崎弥之助君提出米軍の「核もちこみ」及び「直接出撃」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋崎弥之助君提出米軍の「核もちこみ」及び「直接出撃」に関する質問に対する答弁書

政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の実施に関する交換公文に基づく事前協議制度の運用にかかわ

る事項について日米安全保障協議委員会において討議する考えである旨を明らかにしているが、本件質問主意書については、このような立場に立つて日米安全保障協議委員会において討議を行なつた後に答弁することとした。

右答弁する。

米軍立川基地に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年三月十七日

提出者 橋崎弥之助

衆議院議長 船田 中殿

米軍立川基地に関する質問主意書
昭和四十四年十月三日付で在日米空軍(第五空軍)が行なつた立川基地での飛行業務は近く終結する」との発表の原文及び日本政府和訳文があるかどうか。

二 現在、米軍は立川飛行場を「飛行場」として使用しているか。

三 米軍には滑走路の強度、航空保安施設の整備等に関し、いかなる規則があるか。二年以上にわたる滑走路等の放置後、そのまま再使用すること、米軍の規則上何ら問題はないのか。

四 昭和二十七年七月十五日法律第二百三十二号「航空法の特例に関する法律」が適用される「飛行場」とはいかなる「飛行場」か。

五 同法が適用される「航空機」「航空保安施設」とはいかなる「航空機」「航空保安施設」か。

六 「地位協定」第二条第四項(a)に基づき自衛隊が使用する場合この「飛行場」及びこの「飛行場」を使用する「航空機の運航」には同法の適用があるか。

七 「地位協定」第二条第四項(a)に基づき自衛隊が「飛行場」として使用する場合、自衛隊法第七十条第二項によつて準用する「航空法」第四十条「告示」(防衛庁長官の告示)が必要ではないか。

また、もし必要でないとするれば、自衛隊が「航空保安施設」等の設置工事を実施し、「航空

however, is continuing to look for ways to streamline overseas forces. As further decisions are made, they will be announced.

Under the move, the 815th Tactical Airlift Squadron, equipped with C-130 Hercules transports will be withdrawn. Movement of personnel and aircraft of the airlift squadron is scheduled to begin in the near future.

In another action, Air America, a civilian contract carrier, will shortly begin moving its operation on a gradual basis to Yokota Air Base.

Other units and activities affected by the economy move include the 36th Aerospace Rescue and Recovery Squadron and base flight activities of the 6100th Support Wing, which will be assigned to Yokota Air Base, and inactivation of the 609th Military Airlift Support Squadron (MASS), with assignment of its personnel to the 610th MASS at Yokota Air Base.

昭和四十七年度一般会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和四十七年度一般会計予算の年度内成立が困難なので、四月一日から一か月の期間について、作成されたものである。

本暫定予算の作成要領は次のとおりである。

1 歳出においては、人件費、事務費等の経費のほか、既定の施策にかかる経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限度の金額を計上する。

なお、教育及び社会政策上の配慮等から、とくに措置することが適当と認められるもの（生活扶助基準単価の引上げ、失業対策事業の賃金日額の引上げ、国立大学の学生の増募等）を除き、新規の施策にかかる経費は、原則として計上しない。

また、公共事業関係費については、次により所要額を計上する。

(イ) 一般公共事業については、四十六年度予算額のおおむね八分の一を目途として計上し、その枠内において、積雪寒冷地の事業、その他季節的な要因に留意しなければならない事業については、その円滑な実施を図りうるよう特別の配慮を加える。

(ロ) 災害復旧等事業については、災害復旧の緊急性にかんがみ、過年度発生災害の復旧等のため必要な四十七年度所要額のおおむね六分の一を目途として計上する。

2 歳入においては、

(1) 税収及び税外収入については、四月中の収入見込額を計上する。

(2) 公債については、市中金融の状況等を勘案して、四月中に発行を必要とする認められる公債の収入見込額を計上する。

(3) 前年度剰余金については、その全額を計上する。

次に、本暫定予算の内容の概略は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	二〇六、一〇〇百万円
2	官業益金及官業収入	二八百万円
3	政府資産整理収入	八三三百万円
4	雑収入	九、五六八百万円
5	公債金	二四〇、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	九九、五一六百万円

歳出

1

社会保障関係費

一五、一、五四〇百万円

(1) 生活保護費
生活扶助基準を十四％引き上げるとともに、教育扶助及び葬祭扶助においても、それぞれ基準の引上げを行なうこととしている。

2

文教及び科学振興費

六五、三二二百万円

3

義務教育費国庫負担金

三五、五五一百万円

4

国立学校特別会計へ繰入

一九、二三五百万円

5

四十七年度新入生にかかる授業料の改定は、後期分から適用することとし、入学料及び前期分の授業料は現行水準で計上している。

一、四八八百万円

6

科学技術振興費

二、〇〇〇百万円

7

文教施設費

三、四四〇百万円

8

児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業に必要な経費である。

三、四五〇百万円

9

教育振興助成費

一、九三七百万円

10

育英事業費

一、九三七百万円

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十七年三月三十日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 瀬戸山三男

昭和四十七年度特別会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、造幣局特別会計はか四十一の特別会計に関するもので、一般会計に準じて四月一日から一か月の期間について作成されたものである。

各特別会計暫定予算の歳入歳出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

会 計 名	歳入(百万円)	歳出(百万円)
造幣局	八〇八	八〇八
印刷局	二、六九九	一、三六五
資金運用部	二、三〇九	五三、九〇六
国債整理基金	一、五二二、四八五	一、五二二、四八五
貴金屬	二、三七六	二、二三〇
外国為替資金	五、二八一	四、九五六
産業投資	八六二	八六二
賠償等特殊債務処理	七七〇	七七〇
地震再保険	一	二〇一
交付税及び譲与税配付金	四五九、六六〇	五八九、二二〇
石炭対策	七、七〇一	六、〇三五
石炭及び石油対策		
石炭勘定	〇	〇
石油勘定	〇	〇
特定国有財産整備	三三三	三三三

3 国債費	五、六五八百万円
4 恩給関係費	八四、四二六百万円
(1) 文官等恩給費	九、四三一百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	七〇、六八八百万円
(3) 恩給支給事務費	三一六百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	三、九九一百万円
5 地方交付税交付金	四五九、四一一百万円
四月の普通交付税の概算交付額の財源を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるために必要な経費である。	
6 防衛関係費	二六、三六四百万円
7 公共事業関係費	二三九、六三一百万円
(1) 治山治水対策事業費	三八、四八五百万円
(2) 道路整備事業費	九五、〇五六百万円
(3) 港湾漁港空港整備事業費	一九、四四七百万円
(4) 住宅対策費	一六、〇四一百万円
(5) 生活環境施設整備費	一五、〇一六百万円
(6) 農業基盤整備費	三〇、五〇五百万円
(7) 林道工業用水等事業費	五、四三二百万円
(8) 災害復旧等事業費	一九、六四九百万円
8 貿易振興及び経済協力費	二、二〇一百万円
9 中小企業対策費	一三七百万円
10 その他の事項経費	六二、〇五八百万円
11 予備費	五、〇〇〇百万円
二 本暫定予算の可決理由	
本暫定予算は、昭和四十七年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支援なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。	

国立学校	二五、九八五	二五、九八五
厚生保険		
健康勘定	二〇九、七二三	二二二、二三〇
日雇健康勘定	一四一、七九七	一四二、三二一
年金勘定	二、五五八	一、六八一
児童手当勘定	九二	七七
業務勘定	一、二八一	一、二六四
船員保険	三三六	一、八八七
国立病院		
病院勘定	四、九四五	四、九四五
療養所勘定	四、三〇四	四、三〇四
あへん	一	一
国民年金		
国民年金勘定	九、六二七	五、九五五
福祉年金勘定	三三、九九五	三三、九九三
業務勘定	七、三七二	七、三七二
食糧管理		
国内米管理勘定	六六、〇四七	八、五三八
国内麦管理勘定	一、二二二	二四四
輸入食糧管理勘定	一一、二八四	二二、二〇七
農産物等安定勘定	〇	二五
輸入飼料勘定	四、四五八	一〇、六九四
業務勘定	三、九四七	三、九四七
調整勘定	〇	一、〇二一、八三七
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	〇	〇
農業勘定	一三一	一三一
家畜勘定	五二一	五二一

臨時果樹勘定	〇	〇
業務勘定	二一	二一
森林保険	八三	八三
漁船再保険及漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	五六二	五六二
漁船特殊保険勘定	四三	四三
漁船乗組員給与保険勘定	七	七
漁業共済保険勘定	一二〇	一二〇
業務勘定	九	九
自作農創設特別措置	五三	五三
国有林野事業		
国有林野事業勘定	二二、八七六	一五、七二二
治山勘定	四、六九一	四、六九一
中小漁業融資保証保険	四六	四六
特定土地改良工事	七、三〇三	七、三〇三
アルコール専売事業	七四一	七四一
輸出保険	一、三五四	一、三五四
機械類信用保険	三七	三七
木船再保険	一三	一三
自動車損害賠償責任再保険		
保險勘定	一七、〇九三	一七、〇九三
保障勘定	一九一	一九一
業務勘定	一七	一七
港灣整備		
港灣整備勘定	一四、二七七	一四、二七七
特定港灣施設工事勘定	一、二五四	一、二五四
自動車検査登録	五九〇	三六七
空港整備	二、九六六	二、九六六

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十七年三月三十日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 瀬戸山三男

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、日本専売公社ほか十三の政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、四月一日から一か月の期間について作成されたものである。

各政府関係機関暫定予算の収入支出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

収入(百万円) 支出(百万円)

日本専売公社 八三、九〇三

四三、七二九

日本国有鉄道

一〇三、五九九

一〇三、五九九

損益勘定

五六、七三八

五六、七三八

資本勘定

四四、五五三

四四、五五三

工事勘定

一一七、二五五

一一七、二五五

損益勘定

一〇五、〇五二

一〇五、〇五二

資本勘定

九七、五〇〇

九七、五〇〇

建設勘定

六、一八八

一、〇八三

国民金融公庫

七、一一三

一、二八六

住宅金融公庫

一、八六一

九八六

農林漁業金融公庫

六、二八四

一、七七七

中小企業金融公庫

一、一八一

五〇一

北海道東北開発公庫

八

九六

公営企業金融公庫

一、八八七

二、一八八

中小企業信用保険公庫

一、八八七

二、一八八

三九二

郵政事業	七六、六七八	七六、六七八
郵便貯金	四九、七六一	四七、〇七九
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	七五、四〇七	三三、五四八
年金勘定	二四三	二四三
労働者災害補償保険	一五、一六九	一五、一六九
失業保険	三一、五八二	四〇、七六八
労働保険		
労災勘定	〇	〇
失業勘定	〇	〇
徴収勘定	〇	〇
道路整備	九八、二三九	九八、二三九
治水		
治水勘定	二七、三七四	二七、三七四
特定多目的ダム建設工事勘定	五、〇三一	五、〇三一
都市開発資金融通	〇・二	〇・二

なお、特別会計法の改正による合併等により、四十七年度予算から新たに石炭及び石油対策特別会計、労働保険特別会計等において経理することとしているものにかかる歳入歳出予算については、それぞれ現行の石炭対策特別会計、労働者災害補償保険特別会計及び失業保険特別会計または一般会計に計上し、この暫定予算に基づく支出、収入等は、本予算が成立した場合には、改正後の特別会計においてなされたものとみなすこととする等所要の法的措置を講ずることとしている。

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十七年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

医療金融公庫

八〇〇

三八

環境衛生金融公庫

一、〇八三

二四九

日本開発銀行

八、六〇九

四、〇二五

日本輸出入銀行

七、九七〇

一四〇

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十七年度政府関係機関予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十七年三月三十日

予算委員長 瀬戸山三男

衆議院議長 船田 中殿

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、健康管理手当について、その支給の対象となる高齢者の範囲を拡大するとともに、手当額の引上げを図ろうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 健康管理手当の支給の対象となる高齢者の範囲を六十歳以上の者から五十五歳以上の者とする。

2 健康管理手当の額を月額三千円から四千円に引き上げること。

3 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

健康管理手当の支給対象となる高齢者の範囲を拡大するとともに、手当額の引上げを行ない、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図ることは、時宜に適合するものと認めるが、なお施行期日等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として、八億三百八十二万七千円が計上されている。

昭和四十七年三月三十日

社会労働委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

附 則

1 この法律は、公布の日昭和四十七年四月一日から施行する。し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五項及び第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

2 昭和四十七年三月以前に月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和四十七年四月以降の月分の健康管理手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の内収とみなす。

4 昭和四十七年三月三十一日の経過する期、

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、この法律の施行の日から起算して一箇月以内昭和四十七年四月三十日までに同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同法第五項の規定にかかわらず、同年四月同月から始める。

5 昭和四十七年四月一日からこの法律の施行の日までの間において、この法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定を適用するとしなければ健康管理手当の支給要件に該当しない者が、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当することとなつた場合において、その者が前項に規定する期間内に同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同法第五項の規定にかかわらず、その該当することとなつた日の属する月の翌月から始める。

6 前二項

4 前項に規定する者に支給する。○健康管理手当について原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第六条の規定を適用する場合においては、同条において準用する同法第三条第二項中「〇その前条中前条の規定の適用する月が、一月、二月、三月又は四月であるのは、その申請が原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月からその年の五月まで」とあるのは、「昭和四十七年四月及び五月」とする。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、その実現に努めること。

- 一 被爆者対策の根本的改善を促進するため、原子爆弾被爆者援護審議会の設置などについて所要の措置を講ずるとともに、昭和四十七年度設置の原子爆弾被爆者医療審議会の福祉部会については、被爆関係者を含めた委員を選任し、被爆者の福祉増進のため積極的に努めること。
- 二 認定疾病の範囲について、悪性腫瘍等最近の被爆者医療の実情に即応するよう検討すること。
- 三 特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当については、その額の引上げと所得制限の大幅な緩和及び適用範囲の拡大（年齢及び地理的条件を含む。）に努めること。
- 四 葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死没者にも遡及して支給することを検討すること。
- 五 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり、国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。
- 六 昭和五十年の国勢調査期を目標として、被爆者の実態調査を行なうこと。

七 被爆者の生活、医療等の相談に十分応じられる態勢の充実に努め、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

八 被爆者の子及び孫に対する放射能の影響についての調査及び治療の研究等その対策について十分配慮すること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者に対する医療態勢の整備を本土なみとするよう努めること。

十 原爆傷害調査委員会（ABCC）と国立予防衛生研究所の協力関係について再検討するとともに、各省にまたがる研究機関及び民間医療機関が放射能の影響や治療についての研究を一元的に行ないうるよう促進を図ること。

十一 被爆者の救済に当たっては、戦争犠牲者救済の公平を確保するうえから、国防空法による犠牲者に対してもすみやかに施策を講ずること。

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、札幌市がきたる四月一日に新たに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定する市となることに伴い、道公安委員会の委員の数を五人とするとともに、所要の規定を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）北海道が指定市を包括することとなること

に伴い、道公安委員会の委員の数を五人とする。

（二）その他関係規定を整備する。

（三）この法律は、昭和四十七年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

北海道が指定市を包括することとなることに伴い、道公安委員会の委員の数を五人とするとともに、所要の規定の整備を図ろうとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十七年三月三十日

地方行政委員長 大野 市郎
衆議院議長 船田 中殿

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、札幌市、川崎市及び福岡市の三市が、昭和四十七年四月一日から指定都市として指定されることとなつたことに伴い、自治省関係法律の規定の整備を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市として指定されたことに伴い、地方行政連絡会議法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備の

ための国の財政上の特別措置に関する法律の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市として指定されたことに伴い、自治省関係法律の規定を整備しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十七年三月三十日

地方行政委員長 大野 市郎
衆議院議長 船田 中殿

航空機燃料譲与税法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、空港関係市町村の航空機騒音対策事業、空港及びその周辺の整備事業その他の空港対策に要する財源の充実に図るため、航空機燃料譲与税制度を設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）航空機燃料譲与税の額は、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とする。

（二）航空機燃料譲与税は、空港の所在する市町村及びこれに隣接する市町村で自治大臣が指定するもの（以下「空港関係市町村」という。）に対して譲与する。

（三）航空機燃料譲与税は、次の各号に掲げる空

港関係市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与する。

1 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額

2 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として自治省令で定める地区内の世帯数の三分の一の額を着陸料の収入額で、他の三分の二の額を世帯数であん分する。

(四) 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の三分の一の額を着陸料の収入額で、他の三分の二の額を世帯数であん分する。

(五) ③の着陸料の収入額及び世帯数は、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、空港の管理の態様、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情により補正することができ。

(六) 譲与の時期は、九月及び三月とし、九月にあつては四月から八月までの間に収納した航空機燃料税の収入額、三月にあつては九月から二月までの間に収納した同税の収入額と三月における同税の収入見込額の合算額とのそれぞれ十三分の二に相当する額を譲与する。

(七) 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。

(八) 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区の区域に所在している場合においては、都に対して譲与する。

(九) 本法は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

二 議案の可決理由

空港関係市町村の空港対策財源を充実強化するため、航空機燃料譲与税制度を設けようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計予算に航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費として九億円を計上している。
右報告する。

昭和四十七年三月三十日

地方行政委員長 大野 市郎

衆議院議長 船田 中殿

衆議院会議録第九号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一七 二 四 建設 誤 正
努力

昭和四十七年三月三十日 衆議院會議録第十七号

三九六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円 (送料共)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号 一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一 (大代)